進センターでは、そんなあなたの力に

なるため、多様な性に関する電話相談

秘密は守られますので、安心してお 電話ください。

●にじいろホットライン

とき 毎月第1・2・3 土曜日、午前 10時~午後3時

相談電話 (☎(20)0285)

問い合わせ 同センター (☎(20)0285)



相談

ものわすれ相談のご利用を

ものわすれなどの気掛かりな症状や 認知症の予防、認知症の人への対応方 法などの相談をほんわかセンターの看 護職がお伺いします。

また、タッチパネル式のパソコンを 使った「ものわすれ健診」も実施しま す。

とき 10月11日(水)、午後 1 時30分~3 時 ところ 総合福祉会館(当日、直接会 場へ)

参加費 無料

問い合わせ 高齢介護課(内線189)

不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪 支部」と「(公社) 全日本不動産協会大 阪府本部大阪南支部」が連携し、不動 産に関する無料相談を実施します。

とき 11月2日(水)、午後1時~4時

ところ 市役所 1 階市民相談室

内容 住宅の購入や賃貸マンションの 契約など不動産を安全に取引するため の事前相談

定員 6人

申し込み 10月6日 (金)~11月1日 (め) (土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後4時)に、「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」〔☎072(263) 7222〕へ(申し込み先着順)

今月0	今月の相談 気軽にご相談ください。相談は全て無料です。					
	日 程	時 間	場所	予 約・その他		
法律相談	毎週水曜日	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、		
本 1年 作 ix	第1・3水曜日	午後1時~4時	金剛連絡所	祝日を除く、1年間で1回利用可		
市民相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	市役所 1階7番窓□	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く		
行 政 相 談	19休)	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談		
司法書士相談	17火)	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可		
人権なんでも相談	27金	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)		
女性のための電話相談	6 金、13金、17火、 24火、11/3 锅	午前10時~午後2時		【☎(23)0567〕、問い合わせ(市役所内線474)、 女性の相談員による相談		
女性の悩み	12休)	午前10時30分~午後0時30分	すばるホール3階	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー		
相 談	20金	午後 1 時30分~ 4 時30分	男女共同参画センター	定員5人 による相談 ※12休は午後3時30分まで		
人 権 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、		
生活相談	月~金曜日	午前9時~午後5時	(人権文化センター内)	祝日を除く		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時~3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く		
ひとり親家庭相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く		
家庭児童相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206~208)、祝日を除く		
発達 相談	月~金曜日	午前9時~午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く		
子育て相談	月~金曜日	午前9時~午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く		
健康相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談		
福祉なんでも 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日を除く		
市民公益活動 相 談	月~金曜日	午前9時~午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 (☎ (26)7887) 、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可		
農業相談	5 休	午後1時~3時	市役所 4 階農業委員会	事前予約も可(内線444)		
商工相談	月~金曜日	午前9時~午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 (☎(25)1101)、祝日を除く		
商工法律相談	10火)	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕		
経営相談	11(1)	午後 1 時30分~ 4 時50分	商工会館2階	要予約〔 ☎ (25)1101〕		
日本政策金融公庫相談	11例	午後 1 時30分~ 3 時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕		
税理士による税務相談	13金	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕		
消費者相談	月~金曜日	午前9時~正午 午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 祝日を除く、消費者ホットライン(な (局番なし)188)		
就労支援相談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、		
お出かけ就労支援相談	24(火)	午前9時30分~正午	市役所4階A会議室	祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会 (☎(24)3700)		
若者の就労相談	18(水)	午後1時~4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕		
労 働 相 談	12休)	午後2時~5時	市役所 1 階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)		
障がい者就業 ・生活相談	16佣	午後2時~5時	市役所 1 階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)		
引きこもり相談	26休	午後1時~2時30分 午後2時30分~4時	Topic(きらめき創造館)	要予約 (☎ (26)8056) 、定員各 1 人、カウンセラー による相談		
進路相談(奨学金)	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談		



講座・催し

おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をした

り、不安や悩み を出し合い交流 したりしません か。

とき 10月25日 飲、午後 1 時30 分~4 時



ところ すばるホール3階会議室 対象者 認知症の人やその家族、認知 症に関心のある人

定員 20人(当日、直接会場へ) ※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

参加費 100円(お茶・お菓子代) 問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局)[☎090(3996)0071]

中小企業こそ活かせる AI/IoT活用セミナー

これからのビジネスを大きく飛躍させる可能性がある A I / I o T の利活用について、生産性の向上やコスト削減など、事例を交えて分かりやすく紹介します。

とき 11月13日(1)、午後 1 時30分~3 時30分

ところ 富田林商工会館 2 階会議室 対象者 市内の事業者

定員 40社

参加費 無料

申し込み 10月6日 金~、富田林商工会 (☎(25)1101) へ (申し込み先着順)

ワンポイント!介護講習会

とき 10月27日金、午後2時~3時30分(午後1時30分~受け付け)

ところ 市消防本部

内容 おむつ交換の介助方法、ポータ ブルトイレの種類や取り扱いについて

定員 30人

参加費 無料

申し込み 10月25日めまでに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

市内企業とのマッチング交流 会&企業見学会参加者募集

高い技術力を誇る、市内のものづくり企業。普段は見ることのできない職場を見学したり、先輩社員と直接話をしたりすることができます。企業と直接交流できる貴重な機会にぜひご参加ください。

とき ①10月27日金、②11月2日休、いずれも午前9時~午後1時(予定) 訪問先 ①青谷工業㈱(金属加工業、 部品製造業)、カンメタエンジニアリン グ㈱(金属加工業、表面処理業)、小山 鋼材㈱(金属加工業)、②㈱コーユービ シネス(印刷業)、㈱徳永製作所(金属 加工業、部品製造業)、三洋電線㈱(金 属以外の加工業)

対象者 就職活動中で、おおむね30歳 代までの人

問い合わせ 商工観光課(内線481)



募集

市非常勤職員(徴収嘱託員) を募集

受験資格 国民健康保険料、その他の 料金などの徴収事務に従事した経験が ある人

採用人数 3人

試験日・内容 10月22日(10) (予備日25日(水))、面接試験 ※面接時間・場所、勤務日、業務内容などは、市非常勤職員試験実施要領をご覧ください。

申し込み 10月2日旬~18日め(土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時30分)に、所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼って保険年金課(内線156)へ(郵送不可)

※申込書、実施要領は10月2日頃~、 人事課(内線322) および保険年金課で 配布(市ウェブサイトの各課のページ 「人事課」からダウンロードも可)。



教 育

府育英会奨学金の貸し付け

来年度に高校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に入学を希望する生徒の保護者を対象に「授業料に対する貸付(奨学資金)」と「入学資金に対する貸付(入学時増額奨学資金)」の予約申請が、各市立中学校で実施されます。

申請の締め切りは10月6日箘までです。 ※私立中学校などの締め切りは 各学校にお問い合わせください。

問い合わせ 各市立中学校、教育指導室(内線364)

広告枠

障がい者医療証(65歳未満)が 「緑色」に変わります

現在、「障がい者医療証」(オレンジ色)をお持ちの人は、10月31日似で有効期限が切れます。引き続き該当する人には、新しい医療証(緑色)を10月末までに郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。また、同医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

対象者 本市に住所を有し、健康保険に加入している65歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- ・身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
- ・療育手帳(A)を持っている人
- ・身体障がい者手帳(3~6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人 **問い合わせ** 福祉医療課(内線163、164)



税

土地の利用変更や家屋の新築・ 増築、取り壊しをした場合は届 け出を

宅地や農地、山林を駐車場や資材置き場などに利用される場合や、元に戻された場合は、課税方法、税額が変わりますので届け出てください。また、家屋の新築や増築、取り壊しをされた場合も必ず届け出をしてください。なお、倉庫や物置なども課税の対象となる場合があります。いずれも法務局で、土地については地目変更登記、家屋については表題・滅失登記を済まされた場合は必要ありません。

問い合わせ 課税課 (内線113~116)

今月は市・府民税の第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。 ※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。 納税課(内線121~124)

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽目動車税 	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期			三義で登
第3期	9月	第3期	10月	球されの	こいる全 長替にな
第4期	12月	第4期	1月	ります。	X B IC 0

消費税軽減税率制度説明会を 開催します

31年10月1日(火より、飲食料品などを対象に、消費税の「軽減税率制度」が実施されるにあたり、同制度の概要についての説明会を開催します。

とき・ところ ①10月5日(株)、午前10 時~正午、午後2時~4時=市役所4 階401会議室、②11月28日(火)、午後3時~5時=すばるホール2階ホール

定員 ①各100人、②800人 ※いずれ も当日、直接会場へ。

問い合わせ 富田林税務署〔☎(24) 3281〕



上下水道

浄化槽の定期検査を 受けましょう

浄化槽管理者は、保守点検や清掃の 実施と併せて、浄化槽法に基づく定期 検査を毎年1回受けることが義務付け られています。

同検査は浄化槽が適正に管理され、 浄化槽の放流水が適切な水質であるか を確認する検査で、府が指定した検査 機関である(一社)大阪府環境水質指 導協会〔☎072(257)3531〕に検査を申 し込む必要があります。詳しくは、お 問い合わせください。

問い合わせ 富田林保健所衛生課 (☎(23)2682)

水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、 使用状況の変化や漏水、季節的な要因

などの理由が考えられ ます。特に漏水は、初 めのうちはわずかで も、その量は日ごとに 多くなっていきます。



これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。

水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合〔■0120(032) へご相談ください。

水道メーターの取り替えに ご理解とご協力を

水道メーターは、計量法により使用 有効期間が8年と定められているため、本市では有効期限が迫った水道 メーター(私設の参考メーターは除く) を順次取り替えています。

メーター交換を予定しているお宅に は、事前に「お知らせチラシ」を配布 しますのでご協力をお願いします。

●取り替えに際してのお願い

〇メーターボックスの上に車や物を置 かないでください。

〇メーター交換のときは15~30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。

○交換後、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけですので問題はありません。少し水を出していただければ解消します。

メーター交換は無料となっています ので代金をいただくことはありませ ん。

なお、委託業者は上下水道部発行の 証明書を携帯していますのでご確認く ださい。また、塀や擁壁の工事などで メーターの位置を変更する場合は、指 定工事業者を通じて、検針しやすい場 所に移設してください。

工事については、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合 (☎0120(032)497) へお問い合わせください (月~金曜日の午後5時30分以降と土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000) へ)。

問い合わせ 水道工務課(内線257)

講座・催し

福祉施設のお仕事・事業所 見学会

とき 10月18日め、午後 1 時50分~ ところ ㈱ツクイ(ツクイ富田林中野、 中野町一丁目127の 1)

定員 6人(申し込み先着順) ※詳しくは、お問い合わせください。 問い合わせ //ローワーク河内長野 (☎(53)3081)





国民年金

ご存じですか? 国民年金保険料の「後納制度」

後納制度とは、27年10月から30年9 月までの3年間に限り、過去5年以内 に納め忘れた国民年金保険料を納付す ることができる制度です。後納制度を 利用することで、将来の年金額が増え たり、納付した期間が不足して年金を 受給できなかった人が年金受給資格を 得られたりする場合があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給 されている人などは、後納制度をご利 用いただけませんのでご注意ください。

なお、後納制度を利用して保険料を 納めるには事前申し込みが必要です。

申し込み方法など詳しくは、お問い 合わせください。

問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル [☎0570(003)004]、天王寺年金事務所 **(2**06(6772)7531)

国民年金保険料をまとめて 前納すると割り引きされます

今年度の下半期分(10月~30年3月 分)の保険料を10月31日必までに前納 すると、保険料が割り引きされます。

また、保険料の一部が免除承認され ている人も、納付すべき一部の保険料 を前納することにより割り引きされま す。割り引き額は、下表のとおりです。

	毎月納付の 納付額(6カ月分)	下半期の 前納額(6カ月分)	割り引き額
定額保険料	9万8940円	9万8140円	800円
4分の3納付 (4分の1免除)	7万4220円	7万3620円	600円
半額納付 (半額免除)	4万9500円	4万9100円	400円
4分の1納付 (4分の3免除)	2万4720円	2万4520円	200円

下半期分の保険料の前納方法

「領収(納付受託)済通知書」の領収 日付欄に「下期」と表示のある納付書 で、最寄りの金融機関、郵便局、コン ビニエンスストアで納付してください。 ※前納用の納付書がないときは、年金 事務所にご連絡ください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06 (6772)7531)



介護保険

65歳になる人に 介護保険被保険者証を送付

介護保険制度では、65歳(誕生日の 前日) になると第1号被保険者となり

ます。本市では、同 被保険者になる月の 初旬に同被保険者証 を送付しています。 要介護認定の申請の 際に必要となります



ので大切に保管してください。

また、同被保険者になると介護保険 料の計算方法や納め方が変わります。

詳しくは、同被保険者証に同封のパ ンフレット、または翌月に送付する保 険料の納付通知書をご覧ください。

介護保険料は原則、特別徴収(年金 からの天引き) で納めていただくこと になりますが、同被保険者になられて すぐには特別徴収になりません。しば らくの間、普通徴収(市から送付する 納付通知書で納付)で納めてください。 また、特別徴収になる時期は、事前

に通知します。 なお、65歳になる前の保険料や納付 については、ご加入の医療保険(健康

保険組合など)に直接お問い合わせく ださい。

●10月から特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めてい る人のうち今年4月1日時点で、65歳 になっている人で、特別徴収の対象と なる公的年金(老齢年金や退職年金な ど)を年間18万円以上受給している人、 今年本市へ転入した人で年金保険者 (年金事務所、共済組合など) に住所 変更の手続きを完了されている人、ま たは昨年度中に保険料額更正などで特 別徴収から普通徴収に変更となった人 は原則、介護保険料の支払い方法が10 月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場 合は、上記にかかわらず来年3月まで 普通徴収で納めてください。

問い合わせ 高齢介護課(内線175、 176)



福祉

療養病床に入院された場合の 居住費が変わります

65歳以上の人が療養病床に入院され た場合、食事代と居住費の一部を負担 していただいていますが、これまで入 院医療の必要性が高い人については、 食事代のみを負担していただいていま した。

29年10月より、下表のとおり医療区 分ごとの居住費が改定され、入院医療 の必要性が高い人にも居住費の負担が かかるようになります。

	居住費(1日あたり)		
医療区分	9月まで	10月から	
入院医療の必要性 が低い人(I)	320円 -	→370円	
入院医療の必要性 が高い人(॥・॥)	0円 -	▶200円	

問い合わせ 保険年金課(内線150、 151)、福祉医療課(内線158、159)

献血にご協力を

とき 10月27日金、午前10時~正午、 午後1時~4時

ところ 金剛中学校

※対象者などについては、お問い合わ せください。

問い合わせ 市献血推進協議会〔☎(25) 82611

赤い羽根共同募金運動

同募金は地域の皆さんからの寄付金 をその地域の福祉のために使う「自分 のまちを良くするしくみ」です。

公的な制度だけでは届かないところ にも福祉を届けるため、ご協力をお願 いします。

とき 10月1日(1)~12月31日(1)

目標額 424万5000円

●歳末たすけあい運動助成団体を募集

年末年始に開催される、地域住民を 対象とした交流事業へ助成します。申 し込み方法など詳しくは、お問い合わ せください。

問い合わせ 富田林地区募金会 (含(25) 8261)